

第 2 3 号 議案

東京都台東区立一葉記念館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、4 館共通入館料に関し、規定の整備を図る等のため
提出します。

東京都台東区立一葉記念館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立一葉記念館条例（昭和36年4月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「及び中等教育学校前期課程」を「、高等学校及び中等教育学校」に改め、同表備考5中「ほか」の次に「東京都台東区立朝倉彫塑館、」を加え、「、東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂」を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。